

令和6年度 介護事業者指導監査結果報告書

令和7年4月

墨田区福祉部地域福祉課

指導監査担当

1 介護事業者に対する指導監査とは

(1) 目的

介護事業者に対する指導及び監査は、介護保険法第23条に基づき、介護サービス内容及び介護の給付請求に関し、法令、運営基準、介護報酬の算定基準等の適合状況を確認し、必要な助言、指導等を行うことで、介護サービスの質の確保及び介護給付の適正化を図ることを目的とします。

(2) 指導の形態

介護事業者への指導は、目的、実施方法等により、次のように分類されます。

ア 集団指導

集合形式又は区ホームページへの資料掲載により行います。

イ 運営指導

指導の対象となる介護事業者の事業所において行います。

2 令和6年度の指導実施状況

(1) 集団指導

以下のとおり、集団指導を実施しました。

実施日	サービス種別	実施方法
令和6年12月～ 令和7年1月	居宅介護支援	区ホームページへの資料掲載
令和6年12月～ 令和7年1月	介護予防支援	区ホームページへの資料掲載

(2) 運営指導

65 事業所に対して運営指導を実施しました。

ア サービス種別ごとの内訳

サービス種別	実施件数 (a)	指摘のあった 事業所数(b)	延べ 指摘件数	文書指摘率 (b/a)
訪問介護	19	13	22	68.4%
通所介護	10	3	7	30%
短期入所生活介護	2	0	0	0%
短期入所療養介護	2	0	0	0%
地域密着型通所介護	4	3	3	75%
認知症対応型通所介護	2	0	0	0%
小規模多機能型居宅介護	2	1	2	50%
認知症対応型共同生活介護	3	1	2	33.3%
居宅介護支援	15	6	25	40%
介護老人福祉施設	2	2	9	100%
介護老人保健施設	2	1	6	50%
介護予防支援	2	2	7	100%
合計	65	32	83	49.2%

イ 主な文書指摘の内容

サービス種別	主な指摘事項
訪問介護	・利用者の提示する被保険者証によって、受給資格等を確認すること。 ・居宅サービス計画に沿ったサービスを提供すること。 ・利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、訪問介護計画を作成すること。 ・訪問介護計画の実施状況及び評価について、利用者又は家族に説明を行うこと。 ・訪問介護員等の資質向上のための研修の機会を確保すること。 ・指定訪問介護事業所の見やすい場所に、訪問介護員等の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示又は備え付けること。

	・利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。 ・訪問介護費を適正に算定すること。
通所介護	・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定通所介護計画を作成すること。 ・事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、通所介護従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては、当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。 ・苦情を処理するために講ずる措置の概要を事業所に掲示すること。
地域密着型通所介護	・指定地域密着型通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要等の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。 ・利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、指定地域密着型通所介護計画を作成すること。 ・サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。
小規模多機能型居宅介護	・指定居宅介護支援等基準第13条各号に掲げる具体的取組方針に沿って、居宅サービス計画を作成すること。 ・利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては、当該家族の同意をあらかじめ文書により得ること。
認知症対応型共同生活介護	・身体的拘束等の適性化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。 ・身体拘束未実施減算を算定すること。
居宅介護支援	・指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ること。 ・居宅サービス計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握すること。 ・居宅サービス計画の作成に当たり、サービス担当者会議を開催すること。 ・月に1回、利用者の居宅を訪問の上、利用者に面接をし、居宅サービス計画の実施状況を把握した上で、結果を記録すること。 ・居宅サービス計画に医療サービスを位置付ける場合にあっては、利用者の同意を得て主治の医師等の意見を求めるとともに、当該居宅サービス計画を、意見を求めた主治の医師等に交付すること。

	・ サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得ること。 ・ 運営基準減算として、所定単位数の 100 分の 50（2 月以上継続している場合は、所定単位数は算定しない。）に相当する単位数を算定すること。 ・ 初回加算の算定要件を満たすこと。 ・ 退院・退所加算についてカンファレンスの要件を満たすこと。
介護予防支援	・ 指定介護予防支援の提供に際し、あらかじめ、利用者から複数の指定介護予防サービス事業者等の紹介を求めること等について、文書を交付して説明を行い、それを理解したことについて、利用申込者から署名を得ること。 ・ 少なくとも 3 月に 1 回、利用者の居宅を訪問の上、利用者に面接をし、介護予防サービス計画の実施状況を把握（以下、「モニタリング」という。）するとともに、少なくとも 1 月に 1 回、モニタリングの結果を記録すること。 ・ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、担当職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示すること。 ・ サービス担当者会議等において、利用者の家族の個人情報を用いる場合にあっては当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。 ・ 苦情を処理するために講ずる措置の概要を事業所に掲示すること。

(3) 監査

監査の実施はありませんでした。